

## 第17回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成22年10月25日(月) 14:00～15:30

場 所 大分市保健所 6階 大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、廣瀬 惇子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、  
小原 美穂、園田 敦子、川辺 正行、中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、  
葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、廣次 忠彦、  
宮邊 和弘、日小田 良二、野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、泥谷 郁、  
神矢 壽久、小出 祐二、足立 稔、村田 英明  
の各委員(計29名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、  
同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、  
同主査 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、  
人事課主査 伊地知 央、広聴広報課主任 小野 貴史、  
市民協働推進課主幹 安東 孝浩、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、  
議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、  
(統括者・副統括者除く 計6名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、  
同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存(計5名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事
  - (1) 素案の確認について
  - (2) 市民意見交換会について
  - (3) その他

< 第17回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第17回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。</p> <p>前回、条例の素案につきましては、若干の修正をいただき、本日最終的なご確認をいただく中で、市民意見交換会に向けての準備を行う予定といたしております。委員の皆様のご協力を承りたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願い申し上げます。</p>
委員長	<p>皆様方改めましてこんにちは。大変足元の悪い中、万障繰り合わせていただきましてありがとうございます。</p> <p>先週の18日に続きまして、2週連続ということで皆様にご迷惑をおかけしているところでございます。</p> <p>それでは本日の議事進行を務めさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>皆様方のお手元に、今日は資料がたくさん配られているわけですが、お手元に「(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)」ということで素案がお配りされているかと思えます。</p> <p>そこで、前回の調整案3におきまして、新たに復活いたしました「多様な文化の尊重等」の文言について、若干の再検討事項がございます。事務局に再調整していただきましたので、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>資料の説明をさせていただきます前に、私の方からお願いでございます。</p> <p>先週18日に開催されました、当委員会におきまして、条例の名称を、本日お配りいたしましたとおり、「(仮称)大分市自治基本条例(まちづくり基本条例)」といたしました。</p> <p>先日、取り急ぎこの名称にて、市民の皆様には市民意見交換会の案内を自治委員さん宛に郵送させていただきましたが、今後、市民意見交換会やパブリックコメントなどで市民に説明し、ご意見をいただく際に、今の条例名称を併記する形ですと、どうも分かりにくいのではないかと感じております。本条例案の構成を見ますと、第1条の「目的」には、「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」と規定されておりますし、第3条の「基本理念」には「市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする」と謳っております。そして第6章には「まちづくりの推進」という章を設け、地域コミュニティとの協働によるまちづくりの推進などを規定しております。</p> <p>端的に申し上げますならば、まちづくりと自治という言葉は、まさにこの条例のキーワードともなっております。</p> <p>こうしたことから、条例の構成も考慮し、かつ、名称と条文内容にも不整合の生じない名称として、あくまで仮称ではありますが、「大分市まちづ</p>

<p>委員長</p>	<p>くり自治基本条例」と今後させていただくことはいかがでしょうか、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>はい、今、事務局からご提案がございまして、「大分市まちづくり自治基本条例」ということで、仮称でございますが一本にして行かせていただけないだろうかというご提案でございます。</p> <p>これについて、皆様方からご意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。</p> <p>特にございませんでしょうか。（「はい。」の声あり）</p> <p>はい、それでは、「（仮称）大分市まちづくり自治基本条例」と変更させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、先ほど冒頭に申し上げました点についてよろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは私の方から、前回の会議の報告と資料の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、報告1をご覧ください。</p> <p>前回の全体会で確認した内容を記載しております。</p> <p>まず、市民の定義につきましては、市民部会での検討の結果、従来どおりの規定で行くということ全体会で報告し、確認されました。</p> <p>次に、市長等の定義について、前回市長等の中に水道事業管理者を入れるということをご提案させていただきまして、修正することの確認をいただきましたので、資料1の1ページ右側の第2条第2項のように修正をいたしました。</p> <p>次に、基本理念、基本原則、議会の基本的役割等につきましては、検討結果を採用しております。</p> <p>また、市民の権利につきましては、前回の全体会でご確認をいただきましたように「市民は、公正な行政サービスを受けることができる。」と修正をしております。</p> <p>次のページにまいりまして、多文化共生については、新たに第31条として「多様な文化の尊重等」ということで、復活をさせましたが、「環境の整備に努める」という言葉が、具体的に考えたときにハード的な整備をするイメージを持たれる恐れがあるという、副委員長さんからご指摘をいただきましたことから、事務局の方で、資料1の5ページ左側の下の方ですが、「あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。」というふうに修正をいたしました。</p> <p>次に、危機管理体制の整備等については、第6章から第4章に移動をさせたということをご了解いただきました。</p> <p>7番目の条例の仮称については、先ほどもご協議いただきましたように「（仮称）大分市まちづくり自治基本条例」ということにご確認をいただきましたので、今後は、当面この仮称にて市民にお知らせしていきたいと思っております。</p> <p>最後に、市民意見交換会については、前回、仮の日程として11月11</p>

	<p>日から30日までの間、市内13会場を回るということでご承認をいただきましたので、早速会場を本予約の上、別紙開催案内の回覧を自治委員さんあてに20日付け依頼を行ったところでございます。</p> <p>また、本日の全体会議では、13会場に行かれる委員さんの割り振りの調整や、運営方法等をご協議いただく予定となっております。</p> <p>前回の会議の報告及びそれに伴う条文の修正につきまして、資料1を併用しながらご説明させていただきました。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、前回ほとんどポイントを絞って議論させていただきましたので、今日は特にこの点につきましてご確認いただければと思います。</p>
	<p>それは資料1の先ほど事務局からご説明がありました、5ページの第31条「多様な文化の尊重等」という項目のところですね、「市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することによりあらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。」という文言に改めたらどうだろうかということで、今日ご確認をいただければ素案の確定ということにさせていただきたいと思いますが、何かご異論がございでしょうか。</p>
	<p>なければこれでよろしいですかね。（「異議なし。」の声あり）</p>
	<p>はい、ありがとうございます。それでは、こうすることで素案の確定ができたところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>少し待ってください。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>いつもすいません。前回、欠席をいたしまして、市民意見交換会を開催するということの後で聞いたものですから・・・後で市民意見交換会の具体的な部分については議論されると思いますので、素案の部分で直接関係ある部分を2点ほど確認させていただければと思っています。</p>
	<p>一つは、昨年だったと思うのですが、基本的な考え方の中で「総合型条例」を目指していくのかどうかということ、確認させていただいたことがありまして、そのときははっきりした方向はなかったのですが、この素案の中で見ると、「行政手続条例」と「住民投票条例」が別に条例で謳うということになっています。この二つは入っているのですが、「総合型」というと幅が広いので、どこまでがどうかということは分かりませんが、例えば「市民参画」というのが22条でも謳われているのですが、「市民参加条例」だとか、一般論的に言うとはですね、「公益通報条例」とか「パブリックコメント条例」とか「オンブズ条例」などもそうですけど、いろんな条例があります。そういったものを、将来、条例が出来た後も当然見直しも含めて検討していかなくてはならない時期がまた来ると思います。その時に、今回大分市はこの自治基本条例を作ることによって、市民の側からしたときに市民の考え方や意見、市政に対するそういう熱意なり要望</p>

なりが通っていくというものを考えたときに、当然そういう「総合型条例」というものが必要であると思っています。そういう意味でもう一度、こういう場ですから確認をさせていただいて、「総合型条例」をやはり目指していくのであれば、皆さんで是非確認してはっきりさせていただければということが一つと、もう一つは、こだわるようですが、「前文」です。一応素案でこういうふうになっているのですが、市民との意見交換会に資料として出すのがどうなのか分かりませんが、仮にこれを出したときに、「もう完全に決まってしまうものに意見をといっても言えないではないか」と、「前文までできているではないか」というような話にならないかどうかという問題があるので、やはり「前文」というものは最後に検討した結果、市民の意見というよりも検討委員の皆さんの総意がそこに入って、本来の「前文」ができるものであるというふうに私は思うので、是非「前文」については市民意見交換会の中からはずして未完成のような形で市民意見交換会に臨んでいただければということがありますので、これは私の意見ですので、皆さんの意見があれば是非出していただければというふうに思います。以上2点です。

委員長

この素案は最後の素案として固まったわけでは全然ありません。市民の皆さんにお示しするときには何か形がなければご意見を賜るにも賜りようがないということで、一応の案として作り上げたもので、これからが真剣勝負だと私は見てきているんですね。

即ち、パブリックコメントでいろんな意見が寄せられるでしょう、更には市民意見交換会でいろんな率直なご意見を賜るでしょう、そういうものを踏まえてもう一度原点に戻って、考え直していくという段取りでいます。

どこかで、一度皆さん方がいいかかでしょうということをやってみないんですね、これは延々と何年何十年も結論が出ないということになるような気がしてですね、もう2年間検討していますのでね、もうそろそろよろしいのではないかなと思ってきているのですが。

皆さん方どうぞ意見を言ってください。

副委員長

委員さんからの提案は、非常に重たいものがあります。

前文についてどうするかというのは置いておいて、総合型の部分については、今、委員長が言ったように市民意見交換会を開いたらこれで決定ということでもないの、市民意見交換会で意見を聞いて、その後また委員さんから提案された部分について、きちんと全体会あるいは各部会の中で議論して、それに対して結論を出していけば良いのではないかと感じております。

前文について、市民意見交換会に出すか出さないかというのは、これは皆さん方でここで討議して結論を出せる問題だと思いますので、そういう考えで行けば良いのではないかなと感じております。

委員

私が危惧しているのは、市民意見交換会を実際したときに、市民からな

	<p>んで作るのですかと聞かれたときに、私はまだQ &amp; Aを見ていませんので、この中に入っているか分かりませんが、目的の一つに何のために条例を作るのかという質問が当然出てくると思います。その中には、大分市が目指す方向がはっきりしないといけない。それは、市民のための条例ですよということであろうと思うんですよ。そのためには、市民のためになるような条例の形を目指さなければならないし、総合型条例という形が絶対必要なんです。ですから、16条の行政手続条例にしる、住民投票条例にしるははっきり謳っているわけです。他にも当然必要な分が出てくると思うんですよ。そういうときに、大分市が目指す方向はこうなんですよということ言えば、私たちが胸を張って市民に答えることができるんです。</p> <p>前文については、市民の皆様と意見交換をするときに、前文について議論しますか。前文は検討委員会の皆さんが最後の最後に想いを込めて作り上げるわけでしょ。市民の皆さんに議論してもらっただけの中身があるんですか、この前文には。それは検討委員会の皆さんが最後に作り上げていくものではないんですか。</p>
委員長	<p>委員さん、今の言葉は理念部会の方に対して失礼ですよ。 一生懸命理念部会で考えて、何回も何回も作り直していただいて、皆さんに意見を求めてここまで来ているんですよ。</p>
委員	<p>少し誤解があるようなんですが、私は、市民の皆さんの意見も聞いて、理念部会さんに作っていただいたこの文をカットするという話をしているわけではないんですよ。市民意見交換会には前文は必要ないのではないですかということを行っているわけです。そうでないと、これはもう条文として完璧な形でしょ、既に。</p>
委員長	<p>違います。我々は、そんな確定したものを作ってないですよ。どうですか皆様方。意見を言ってください。</p>
委員	<p>今までですね、随分と各部会なり全体会で議論を積み上げて現在に至っているわけでありまして、後戻りするべき部分は、この素案を提示して、市民のご意見をお伺いして、その中からいろんな課題が出てきたときには、後戻りをしていくというのが、順序ではないかなというふうに思うわけでありまして。</p> <p>従って、前文も当然市民の議論の対象にしてもらうというふうなことであれば私は理解をしております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。どうぞ。</p>
委員	<p>委員さんから総合型とかいろいろなご意見を伺ったんですけど、この間の議論は、それぞれの部会で検討したことを出して、それに対して具体的にここを変えて欲しいと、それをまた部会に持ち帰って議論をしてきたというふうに私は思っています。</p>

	<p>ですから、今、委員さんが総合型にする必要があると思っていらっしゃると私は思ったのですが、それであれば、他のところでこれを入れるべきではないだろうかということ、今出していただいて、そして、それを皆で持って議論をして、入れて素案として出しましょうとかいう形で具体的に提案をしていただかないと、総合型にするかしないかとかどうするかとか今言われると議論ができないので、先ほど部会長さんがおっしゃったように、これを全体の中で、今変える必要があるところがあれば変えて、意見交換会に臨むというふうにしたら良いのではないかと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。どうぞ。</p>
	<p>皆様の熱意が燃え上がって、ある意味では素敵な会だなと思っていますが、前文についても、いろんな捉え方があるんだなと思いました。</p> <p>実は私は、前文は最初にあるものだと思っていたんですね。そして前文の中に、これからこういう態度でこの条例を作っていきますという合意があって、次が始まっていく部分があるのではないかと、その想いを込めて私は、自分なりの文を作って、それを理念部会さんの議論の中で削っていただいたのも、もっともかなと思って賛成するような経過を私自身は辿っています。</p> <p>委員がおっしゃることもごもっともだなと思います。</p> <p>私は、今の時点では、皆が一生懸命やってきたので、それが報われる形で、前文についても市民の皆さんにご理解をいただきながら決定ではないということ、ちゃんとお伝えして一度お示しするという事に賛成します。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>今いろいろご意見をいただいていますけれど、私もそう思います。</p> <p>実はですね、この前文が一番市民に訴えかける部分だと思うんですよ。柔らかく作ってありまして、こういう色々なことが起こりながら大分市は作られてきたんですよ。そして、これに基づいて、皆さんで一つ乗り越えていくために、もう一步皆さんで細部のところに当たっていきましょうというのが、この委員会の進行だったと思うんですよ。</p> <p>だから、私はここで前文をというようなことではなくて、これはやはりオープンに見せてあげて、そして、いろいろご意見を賜って、委員が言われたように、色々なことをもっと入れていただきたいと、総合的にこんなものも入れないと大分市の最高規範にならないよというのであれば、それを皆さんにご提示して、入れていけば良い話であって、私はその辺は委員の皆さんにもご理解がいただけるのではないかと思います。この前文が基礎となっていくんですよということを皆さんで認識しておかないと、恐らくこの前文がない中で、この硬い文だけを皆さんに提示しても、これこそ全然話にもならない、市民も分からない状態になるので、だから、この前文で、意見がいろいろ出てきたときには、それはまた委員会に持ち帰って</p>

<p>委員長</p>	<p>そこでいろいろな議論を始めたら良いのではないかと考えています。以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。確認させていただきたいのですが、どうでしょうか、ここにおいで委員さんが、これで持って完成したなんて私は絶対思っていないと思うんですよ。</p> <p>ただ、ご相談するときに、こういうふうなことを一つ考えてみました、いかがでしょうかというレベルのものではないんですかね。</p> <p>これをいかに今後磨きをかけていくかという作業をするためには、一般市民の皆様方の広い意見を伺いながらするというステップを踏まないと、一部の委員が勝手に作ったんだろうというようなことになって、全然民主的な手続を踏んでいないではないかと言われたらそのとおりだと思うんですよ。</p> <p>だからもう本当に素案ということがまさに基ですよ、出発点で、その確定案なんかというのは遙か先にあるのではないかと、私は思いますのでね、是非今まで議論をさせていただきましたので、素案という形で出させていただきますたいと私は思うんですがいかがですか。</p>
<p>副委員長</p>	<p>事務局に確認します。</p> <p>今、委員長が言われたことは、事務局も確認できますね。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局も確認しております。加えましてですね、委員さんから総合型条例かどうかというふうなご質問等がございましたけども、今日までの議論の中で、本条例につきましては、最高規範性を有するというところで、全委員さんご理解をいただいていると思います。</p> <p>最高規範性を有するということになると、当然のことながら理念的条例でありまして、総合的条例であります。</p> <p>ですから、総合条例か理念条例かという形で決めるという性格のものではなくて、両方の性格をしっかりと併せ持っているというふうにご理解をいただいた方が良いのではなからうかと思えます。</p> <p>そして、委員さんからご発言がありましたように、現在は例えばパブリックコメントにつきましては要綱で規定しております。市民協働につきましては指針で規定しております。これを条例にするのが良いかどうかという議論は、また、市民のご意見とかここにお集まりの委員さん方で、再度そういう意見を聞かれた後に、必要であれば盛り込んでいくという形をとられれば、十分委員さんが言われた内容についても、対応できるものと考えていますので、そういうことでお願いできればというふうに思っております。以上でございます。</p>
<p>副委員長</p>	<p>では、今、委員長が言われた、これは決定したものではなくて、素案を市民意見交換会で提示して、市民の意見を聞いて、そしてその後、また討議を進めるということによろしいですね。</p>

事務局	はい、事務局としてもそのように認識いたしております。
委員長	<p>はい、ではよろしいでしょうか。あくまでも素案でございますので、その点は十分ご理解をいただきたいと思ひます。</p> <p>市民を無視した条例を作っても意味はありませんのでね。まさにそれを生かすための条例なんですから、私どもが手続き的に誤ったことをしては、元も子もないのです。今までの議論の積み上げから出てきたものですから、司会者としてはできるだけ尊重申し上げたいというところでございます。ありがとうございました。</p> <p>それではですね、次のステップを踏ませていただきたいと思ひます。</p> <p>素案を市民の皆様方にご説明申し上げて、いろんなご意見を賜るだろうと思ひます。それを覚悟に、各地域に出向いていくわけでございます。そこで、本予約をさせていただいた場所がですね、11月11日から11月30日までの13箇所ですさせていただこうというわけでございます。</p> <p>つきましてはですね、委員の皆様方にご出席いただきまして、ご説明をいただくということになります。そこでその班作りといひますか、どういふ方々がどこにご出席していただけるかということ、今日確定といふところまで行かないと思ひますけど、大方の骨格を作り上げることができたらと思ひます。</p> <p>A4の資料がございまして、スケジュールと会場を書いております。この中で委員の皆様方にどこかにはまっていたくということになるのですが、まず大枠でございますが、一つの考え方としてですね、できるだけ委員の負担を軽くして、お一人3箇所くらいというようなことになりますと、一会場あたり各班から一人ずつ位になります。もっと出て良いですよといふご賛同をいただくとですね、最高一人当たり6箇所くらいになりますと、各班から一会場あたり2人くらい出ていただくことになろうかと思ひます。</p> <p>各班を決めていただく前に、大枠だけを決めさせていただけたらと思ひますが、いかがでしょうか。いろんなご意見があろうかと思ひますが、私個人的にはですね、夜の時間でございますので、6箇所お出になるというのはちょっとしんどいかなという気はするんですけどね。ならば、最高3箇所くらいであればしやすいかなという感じがします。</p> <p>そこで、具体的に、いきなりあなたが全部説明してくれということにはなりませんので、その辺は、誰が説明するかということは、いろいろ考慮させていただければと、まずはご参加いただける方の日にちを確定させていただくような方向でいかがだろうかということですが、いかがでしょうか、各班から原則一人ずつという方式が良いのか、原則二人ずつが良いのか、その辺のご指示をいただければと思ひますがいかがでしょうか。</p> <p>私が申し上げているのは、絶対一人という意味ではございません。</p> <p>ご都合によって、私はここは二人で行かせてくださいとかいふのも全くかまわないです。二人以上となると最低二人はいないといけない、一人以上という意味合いで受け取ってください。そしたら二人でも問題ないわけでございます。以上です。</p>

委員	<p>今の委員長さんの提案では、すごく漠としていて、どうして良いか少し戸惑っているのですが、自分が出られるところを書いて、事務局が集約をして、どこの交換会にも部会長さんとか責任を持てる方が入っていくというふうにして、多いところは、たくさん出るようになっている人はずすと、そういうふうに調整をしていただいた方が早いのではないかなという気がしているのですが。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。皆様方に出られるところのアンケートを取らせていただいて、それを事務局が集約して調整させていただくというご提案でございますね。</p> <p>それが一番実現の可能性が高いような気もするんですが、事務局いかがですか。</p>
委員	<p>部会が5つありますよね、それで一会場に色々な部会からそこに担当者として行くのが良いのか、それとも、仮に2人ずつになったときに10人になりますよね、事務局から見たときに10人は多いなという話になるのか、その辺はどういうお考えですか。</p>
事務局	<p>事務局としてはですね、あくまで事務局として考えていることなのですが、部会から2人ずつ出てもらって、合計10名ということでもそれはかまわないと思っています。</p> <p>1名以上2名以内といいますか、そんな感じで決めていただければと思うのですが、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、この場で決めるということが難しいということであればですね、13日間の夜出れる日の日程だけいただいて、事務局の方で調整させていただくということも可能かなというふうにも考えておりますが。</p>
委員	<p>会場のことですが、西部公民館の会議室なんかは、何人かしか入りませんよ。会議室の広さが。会場の広さも考慮に入れる必要があるのではないですか。</p>
事務局	<p>確かに西部公民館は、今借りている会場は40名くらいしか入らない会場であるのは現実です。</p> <p>そういったことから、事務局からの提案といいますか、来れる日を、今日お配りした参加者調整表というのがございますので、これに皆さん名前を書いていただいて、来れる日に をしていただくという形で提出していただいて、事務局で調整させていただくということではいかがでしょうか。</p>
委員長	<p>まず、委員の皆様方のスケジュールの関係で、出れそうなところに を付けていただいて、できるだけ集約する際には、各部会の委員さんがばらつくような調整をしていただくということで、まず、アンケートを取らせ</p>

事務局	<p>ていただくという方式になるんですね事務局。</p>
委員長	<p>はい、そうですね。</p> <p>可及的速やかに、調整させていただくということで、後はどなたに説明していただくかということは、その集約の結果を見ながらバランスを見ながらお願いするということがよろしいでしょうか。</p> <p>今日の作業は、アンケートを取らせていただいて、終わりにするということがございますが。</p>
委員	<p>敢えて言わせていただきたいのですが、市民意見交換会についてですね、どういう位置付けで行くのかということがはっきりまだ私は分からないところがあってですね、中間報告会にするのかどうなのか、ということもこの中で何回も言ったのですが、会報を出して市民の目の触れるところに、そういうものをどんどん渡して欲しいし、いろんな手段があると思うので是非お願いしたいということだったのですが、全体会を何回もやってその議論が全くなかったということなんです、敢えてここで議論をさせてもらいたいのですが、市民のための条例とか委員長もはっきり言われるわけですが、今のスケジュールから考えたときに、中間報告ならそれでも良いと思うのですが、どういうスケジュールを最終的に目指しているのかというのは、委員長と事務局にも聞きたいのですが、当然中間報告があれば、最後の段階の報告会も当然あるんでしょう、そうすれば、最低2回という話になるんでしょうけども、私が言ったのはタウンミーティングとかシンポジウムとか、こういうことを開催して欲しいということを常々言ってきたわけですけども、そういった状況もはっきり見えません。</p> <p>ですから、どこに焦点を置くのか、当然市民意見交換会をしないとその方向が見えないというのか、あるいはスケジュールを大方ここで議論をして、このスケジュールであればこういうことをしないと市民は納得しないよと、市民のための条例であればこれだけのことはしようよということを是非ここで議論していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>どうぞご意見を言って下さい。</p>
副委員長	<p>事務局の中には、日程の思惑というのはあるんでしょうけど、先ほど言ったように、これはあくまで素案で、これをたたき台にして市民に提起して、市民意見交換会で意見を色々聞いて集約する。</p> <p>それを受けてまた、その部分について全体会並びに各部会で討議して、最終的には中間報告ということになるならば、最終報告もあるだろうし、パブリックコメントをとってという話もあるでしょうから、そういう流れの中での考え方で良いのではないかなと私も考えておりますけど、市民意見交換会で何もなければスッと流れていく可能性もあるだろうし、乗り切ってみないと分からないのではないかなと思います。思惑の部分で引きつられて、スケジュールが決まっているということにはならないと思ってお</p>

<p>委員長</p>	<p>ります。</p> <p>やってみないと分からないのではないですかね。まずはもう胸を開いて      お願いしますということで、こんなものを作ってみました、意見を言っ      てくださいということで、はじめてこれは遙か先の道のりがあるぞというこ      ともあるかもしれませんし、そうでないかもしれないし、これはもうやっ      てみないことには分からないような気がするんですけどね。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局としてはそれで良いのか。何か目標はないの。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から、私の考え方ということで、ご容赦いただければ、日程につ      いて説明させていただきたいと思います。</p> <p>通常、条例を作るときには市民意見交換会というような形で、市民の皆      さんの意見を聞く機会というのは、今日まではほとんど持たれておりませ      ん。ただ、議会基本条例等を作る場合には、議員の皆様が鋭意市民意見交      換会を開催されて、条例を作られたということですので、特に今回の条例      につきましては、最高規範性を有する条例でございますから、市民意見交      換会は是非開催させていただきたいということでございます。</p> <p>しかも集中的に開催するということが非常に重要なことではなかるう      かと思ひまして、11月に設定をさせていただいております。</p> <p>併せて、重要な条例等を作るときにはパブリックコメントを行うという      ことで、現時点では11月15日から12月14日まで30日かけてパブ      リックコメントを行いたいというふうに考えております。その手続を経ま      して、できるならばまとまるのであれば、来年の3月議会には議決をいた      だきたいなと考えております。</p> <p>万が一、色々な意見が出まして、なかなかまとめにくいというようなこ      とになりますと、中間意見拝聴会というようなことは、今回考えておりま      せんけども、状況に応じてパブリックコメントは通常1回しか行いません      けども、その状況に応じて考えさせていただきたいと思いますが、事務局      としては、パブリックコメントは1回ということで、市民の意見交換会も      1回ということで考えております。</p> <p>できれば、そういうことで来年の1月2月までにはまとめて、3月議会      には、議決をいただければと考えているところでございます。以上でござ      います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>パブリックコメントを11月15日から12月14日までの1ヶ月間      と言われましたけども、この市民意見交換会と平行した中で、パブコメを      もらうということは、素案に対するパブリックコメントであって、市民意      見交換会で素案を出して、いろんな意見が出た中で、またそれに対して協      議して、その後パブリックコメントをもらうということにはならないので      ですかね。</p>
<p>事務局</p>	<p>手法といたしましては、今副委員長が言われたような手法が確かにござ</p>

います。

通常、パブリックコメントをするときには、素案が固まった時点でしっかりとその条例の内容等をお示しして、ご意見をいただくということになるかと思えます。それより前に、例えば中間報告とか中間的に市民にご意見を伺うというときには、全く考え方が整理されていない状況で、ご意見を伺って、それでまた素案作りを行いまして、それから素案をもってパブリックコメントというような流れもございます。

ですから、絶対こうでなければならぬというような考え方はございませんけども、今日まで2年以上かけて、委員の皆様からかなりご意見をいただいて、素案という形ではありますが、議論がかなり深まってきているのではなかろうかなと考えております。

従いまして、今回、素案という形で意見交換会を行っていただきたいと思えますし、併せてパブリックコメントも若干意見交換会より2週間ほど後になりますけど、その中でいただいたご意見やパブリックコメントでいただいたご意見を、またこの委員の皆様でご議論いただいて最終案という形でまとめていただけるのであれば、それが一番ありがたいなというふうに考えております。

委員長

ありがとうございます。私は、単なる一般市民でございます。大分市民です。その市民の感覚からして、この作業に関わってきているからかもしれないんですけども、そろそろもう皆様のご意見も拝聴して良いのではなかろうかなと、私は思っているんですよ。どうぞ委員の皆様一般市民感覚で発言していただくとありがたいんですけどね。

恐らくここで市民の立場でお話いただいたら、多くの大分市民はそういう考え方かなと思われるんですけどね。私は一般市民としてもうそろそろ皆さんの意見を聞いてみたらどうだろうかというくらいのことです。別に決まったわけでもなんでもないんだからちょっと意見を聞いてみようということですから。

副委員長

市民意見交換会は、11月11日から30日までの間進むわけですけど、さっき言ったようにパブリックコメントと市民意見交換会が平行して行われるというのはいかがなものかというふうに感じております。

さっきも言ったように、市民意見交換会で市民の皆さんの意見を聞いて、そして、これを基に全体会で確認して、素案が素案でなくなる。市民意見交換会で出すのが素案ですから、その素案に対して市民に意見をもらって、それをきちんと整理して、そしてパブリックコメントをこういうものでどうでしょうかと、意見を聞くというのはあって然るべきだろうと思えます。

どうしても並行して行いたいというのなら、2回目の最終案を持ってパブリックコメントをやるというような腹積もりでないと、本当に市民のための条例ということにはならないのではないかと感じておりますので、そのところはきちんと検討していただきたいと思えます。

委員長	<p>では、今のご意見に対して、皆さん意見を出してください。</p>
委員	<p>パブリックコメントも含めてでありますけども、市民のご意見を承るといふうなことですから、ごく一部の市民がそこに集まってきてこれで終わったということでは、意味はなさないと思います。</p>
	<p>さっき会場は40名しか入らないということもありましたが、市民意見交換会と銘打つからには、できるだけたくさんの皆さんにこういうふうなことを審議して、皆さん方も行政を進めるんですよというようなことを周知徹底すると、だから市民意見交換会にどれくらいの皆さんがお集まりになるかということは、この条例の成否の鍵の一つにはなるのではないだろうかと思うわけでございます。要望というようなことになろうかと思いませんけど、是非そういうふうなことも事務局の方に十分検討をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。その他ご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>こういう分かりにくいものを、市民の皆様理解いただくということは容易なことではないと思います。</p> <p>ですから、1回やって十分でなければ2回目、3回目、それから手段としてこういう説明会方式もあれば、パブリックコメントのやり方もある。いろんな手段を活用して市民に理解をしてもらう努力を最大限しないといけないと思うんです。</p> <p>その努力が何かというと、市民にこの条文を分かってもらうということではなくて、その市民に分かった上で行動を起こしてもらうところが、最終の取組になるわけですから、行動を起こしてもらうまで一生懸命説明をしたり、市民の意見を取り入れて改良したりというようなことをやっていくということを考えますと、1回や2回で簡単に済むものではないと私は感じております。</p> <p>ですから、今委員長が一生懸命考えておられるのは、私にはそういう路線を進むように聞こえたわけですけど、私もできるだけそういうことに協力して、なんとか良い成果を挙げるように努力したいと思います。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ご意見ないですか。</p> <p>それでは、まとめさせていただきたいと思います。</p> <p>とにかく、この意見交換会、それからパブリックコメントをやらせていただくということによろしいでしょうか。(「はい。」の声、拍手あり)</p> <p>はい、ありがとうございます。ではそういうことで、やらせていただきますけど、全て蓋を開けたらどうなるか分かりません。その蓋を開けた中の市民の皆様方のご反応をしっかりと我々は集約しながら、次のステップを踏んでいくということになろうかと思えます。</p> <p>ですから、今日の段階で、何月何日にどうなってこうなってというスケジュールはないわけでございます。今後の市民の皆様方の反応を見て我々</p>

は対応していくということになるのではないかと思います。

特に、部会長さんがおっしゃった、いくら条例が出来ても、市民の皆さんがそれをご理解いただければ、絵に描いた餅でございまして、勝手に作ったのならやっつけというようなことでは、大分市にとっては何の意味もない、我々の努力も全く生かされないということですので、是非今後、ステップを踏みながらどうするかこうするか皆さんにご相談を持ちかけながら、進めさせていただきたいと思うところでございます。

そういうところで、今日のところは意見交換会のご出席のアンケートを最後におまとめいただいて、そして、事務局の方で調整させていただくということで、お認めいただけますでしょうか。(「はい。」の声あり)

はい、ありがとうございます。ではそういうことで、大変面倒でしょうけど、アンケートのご協力よろしくお願ひします。

(アンケート記入中)

委員長

大体、アンケートは出していただいたでしょうか。

具体的な日程等につきましては、また事務局の方で調整してご連絡させていただきたいと思います。

そこです、意見交換会で説明をしていただくわけですが、その雛形と申しますか、こういう資料を使って行ったらどうであろうかという雛形を事務局の方で作っていただいておりますので、ちょっと事務局の方からポイントを押さえて説明していただけますか。

事務局

はい、お手元に既にお配りしておりますが、一応事務局として考えておりますのが、A3横で赤で案と書いている資料ですが、これをメインの資料として説明に使ったらどうだろうかと考えております。

それと、もう一つ現地で配るのは、今日の資料では資料1となっておりますが、この素案をお手元にお配りする予定です。説明自体はこの案と書かれたA3の資料でポイントを押さえて簡単に説明してはどうかというふうに思っています。

その次第のところには、赤と青で記載していますが、基本的には、開会の入口部分については事務局の方で口火を切ろうかなと思っています。

内容の説明に入ります前に、検討委員の代表の方のご挨拶をいただきまして、自己紹介をしていただき、そして、説明者を別に決めまして、内容の説明をするということを考えております。意見交換では、事務局も含めてということになるかと思いますが、全員で対応するというので、意見交換会と書いていますが、基本的には市民の意見をお聞きするというので、質問等も色々あると思いますが、基本的には条例の方にこういった形で反映できるかという意見を聞いて帰るといふふうになるかと思ひます。

最後のその他、閉会ということで、事務局の方で締めてまいろうかなといふふうに事務局としては考えております。

たった今アンケートを取らせていただきましたので、早急に会場ごとの

出席者を割り振りさせていただきまして、その中から代表者としてのあいさつをいただく方、それと、内容を説明していただく方を事務局の方から当たらせていただこうかなと思いますので、そのときにはご協力をお願いします。

他の資料としまして、Q & Aとか、代表者のあいさつのシナリオや説明者のシナリオとかあくまで参考としてつけております。

このとおりにしゃべる必要もありませんが、基本的にはこういうことでいけるのかなと考えております。

後は、先ほどアンケートの際にしっかり伝わったかどうか分かりませんが、当日、基本的には現地に直接集合いただければと思いますが、そうでない方につきましては、市役所の方に一度集まっていたいて、タクシーなりで送迎するという事も検討いたしますので、そういう方は事前にお申し出いただければと思います。

割り振りにつきましては、早急に事務局の方で決めて皆様にお知らせいたします。Q & A等で、更にこういった質問等があるのではなかるうかというようなことがございましたら、事務局の方に早めに言っていただければ、当日までにバージョンアップをしたいと思いますので、その点につきましてもよろしくお願ひしたいと思っています。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。この資料は勝手にしたものではありません。一応たたき台でございますので、皆様方からこれは全体会議でこんなコンセンサスを得られてないよということもあるかもしれません。

そういうようなことは、ご遠慮なく事務局の方におっしゃっていただきたいと思ひます。

説明会に持ち込む資料は、最終的には事務局と私とで相談させていただきながら、確定させていただきたいと思ひますので、11日まで少し時間がありますので、なるべく早く全体をお目通しいただいて、ご意見を賜りたいと思ひます。

それともう一つ最後になりますが、この意見交換会は、議論をする場ではないということをお願いいたします。しっかりと市民の皆様の意見を聞かせていただくということで、全くピント外れといひますか、論点を外れたご意見をいただいたときには、すいませんというようなことをおっしゃっても良いかと思ひますが、可能な限りしっかり聞かせていただくということで、持ち帰っていただければと思ひます。議論はあくまでもこの場でということになりますので、是非そういう市民の声をたくさんお持ち帰りいただければと思ひ次第でございます。

何か他にございませうか。特になければ時間も下がりましたので、これにて終了ということにさせていただきますたいと思ひます。

どうもありがとうございました。